

観光文化スポーツ部関係の使用料改正に関する条例案
新旧対照表

1	秋田県営観光レクリエーション施設条例等の一部を改正する条例案 (観光戦略課、秋田うまいもの販売課、スポーツ振興課)	----	1
2	秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案 (文化振興課)	-----	3 7
3	秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例案 (スポーツ振興課)	-----	4 4

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部改正（第一条による改正）

新	別表（第五条、第十二条関係） 一 秋田県営由利高原オートキャンプ場											
	区		分		使用の単位		使用料の額					
	入場料		施設等の使用料		使用の単位		使用料の額					
	小学校児童及び中学生生徒		テントサイト		一人につき		二一〇円					
	一般		宿泊		一画一泊につき		四、一九〇円					
	略		略		略		三二〇円					
	シャワー		略		一回につき		三一〇円					
	備考 略											
	二 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター											
	区		分		使用の単位		使用料の額					
A		宿泊		一人一泊につき		九、〇一〇円						
客室		小学校児童及び中学生生徒		一人一泊につき		九、〇一〇円						
		日帰り		一人一時間につき		九〇〇円						
		小学校児童及び中学生生徒		一人一時間につき		九〇〇円						

旧	別表（第五条、第十二条関係） 一 秋田県営由利高原オートキャンプ場											
	区		分		使用の単位		使用料の額					
	入場料		施設等の使用料		使用の単位		使用料の額					
	小学校児童及び中学生生徒		テントサイト		一人につき		二〇〇円					
	一般		宿泊		一画一泊につき		四、一〇〇円					
	略		略		略		三〇〇円					
	シャワー		略		一回につき		三〇〇円					
	備考 略											
	二 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター											
	区		分		使用の単位		使用料の額					
A		宿泊		一人一泊につき		八、八〇〇円						
客室		小学校児童及び中学生生徒		一人一泊につき		八、八〇〇円						
		日帰り		一人一時間につき		八八〇円						
		小学校児童及び中学生生徒		一人一時間につき		八八〇円						

C										B																									
り 日 帰					宿 泊					り 日 帰					宿 泊																				
生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校													
一人一時間につき						一人一泊につき						一人一時間につき						一人一泊につき																	
一、一三〇円						一四、一〇〇円						一、一三〇円						一四、一〇〇円						一、一三〇円						一四、一〇〇円					

F		E										D										
宿泊		り 日 帰					宿 泊					り 日 帰					宿 泊					
小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般
一人一泊に		一人一泊につき					一人一泊につき					一人一泊につき					一人一泊につき					
一五、六一〇円	一、七〇〇円						一六、九七〇円	一、三五〇円						一三、五一〇円	一、五七〇円						一二、五七〇円	一、四四〇円

F		E										D										
宿泊		り 日 帰					宿 泊					り 日 帰					宿 泊					
小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般
一人一泊に		一人一泊につき					一人一泊につき					一人一泊につき					一人一泊につき					
一五、三〇〇円	一、六七〇円						一六、七〇〇円	一、三三〇円						一三、三〇〇円	一、五四〇円						一二、三〇〇円	一、四一〇円

休憩室																																					
		室 特 別																																			
用 が 個 す 使 人	り 日 帰						宿 泊						り 日 帰																								
	一 般	略	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児								
つ き	一 人 一 回 に	一 人 一 時 間 に つ き						一 人 一 泊 に つ き						一 人 一 時 間 に つ き						一 人 一 時 間 に つ き																	
	略																																				
		二、五九〇円						二五、八八〇円						二〇、七四〇円						一、九四〇円						一、五六〇円						一九、三八〇円					
		四八〇円																																			

休憩室																																											
		室 特 別																																									
用 が 使 す	個人	り 日 帰						宿 泊						り 日 帰																													
		一般	略	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児													
つき	一人一回に	一人一時間につき						一人一泊につき						一人一時間につき						つき																							
	略																																										
		二、五四〇円						二五、四〇〇円						二〇、四〇〇円						一、九〇〇円						一九、〇〇〇円						一、五三〇円											
		四七〇円																																									

客室										区		備考 略
A												
宿泊										分		
児童	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学			
使用の単位										使用料の額		
一人一泊につき										一人一泊につき		一、五二〇円
一人一時間につき										一人一時間につき		一、一五〇円
一、一五〇円										一四、三五〇円		

室 特 別												B															
り 日 帰				宿 泊				り 日 帰				宿 泊															
学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中					
一人一時間 につき				一人一泊に つき				一人一時間 につき				一人一泊に つき															
三、〇六〇円				三八、一三〇円				一、四四〇円				一四、三五〇円				一、一五〇円				一四、三五〇円				一、一五〇円			

室 特 別										B												
り 日 帰				宿 泊						り 日 帰				宿 泊								
学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中	童 及	校 児	小 学	一 般	生 徒	学 校	び 中
一人一時間につき				一人一泊につき						一人一時間につき				一人一泊につき								
三、〇〇〇円				三七、四〇〇円						一、四一〇円				一四、一〇〇円						一、一三〇円		
				三〇、〇〇〇円										一一、三〇〇円						一、四一〇円		

映像装置	区 分	使用の単位	使用料の額	備考 略											
				(二) 多目的ホールの附属設備の使用料											
				浴室		多目的ホール				休憩室					
貸切使用する場合		対価を得る場合		対価を得ない場合		個人が使用する場		略		一般		生徒			
一般		生徒		学校		児童		校児		小学		一般		生徒	
一室一時間につき				一室一時間につき		二分の一室一時間につき		一室一時間につき		二分の一室一時間につき		一室一時間につき		一人一回につき	
六八〇円				四五〇円		八、五九〇円		一七、一八〇円		八、五九〇円		一、九一〇円		四八〇円	
一、三六〇円						四、三〇〇円								三、八一〇円	

映像装置	区分	(二) 多目的ホールの附属設備の使用料	備考 略																
			浴室		多目的ホール		休憩室												
				貸切使用する場合		対価を得る場合		対価を得ない場合		個人が使用する場		一般		生徒					
												一般		略		一般		生徒	
		一般		学校生徒		児童及び中		校児		小学									
一、三〇〇円		六七〇円						一人一日につき		一室一時間につき		二分の一室一時間につき		一室一時間につき		二分の一室一時間につき		一室一回につき	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										八、四五〇円		四、二二〇円		一六、九〇〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	
										四、二二〇円		一六、九〇〇円		八、四五〇円		一、八七〇円		略	

四 秋田県営島海観光宿泊センター													
客室							区分						
A							B						
宿泊							宿泊						
一人一泊につき							一人一泊につき						
使用の単位							使用の単位						
使用料の額							使用料の額						
一、二一〇円							一、四〇〇円						
一、一二〇円							一、四〇〇円						
一、三〇〇円							一、三〇〇円						
一、二一〇円							一、二一〇円						

四 秋田県営島海観光宿泊センター													
客室							区分						
A							B						
宿泊							宿泊						
一人一泊につき							一人一泊につき						
使用の単位							使用の単位						
使用料の額							使用料の額						
一、〇〇〇円							一、三八〇円						
一、一〇〇円							一、三八〇円						
一、三八〇円							一、二八〇円						
一、二八〇円							一、二八〇円						

休憩室																		
	室 特別								C									
個人	り 日 帰				宿 泊				り 日 帰				宿 泊					
略	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般			
一人一回に	一人一泊につき				一人一泊につき				一人一泊につき				一人一泊につき					
略	三、二一〇円	二、五五〇円				三三、〇六〇円	二五、四六〇円				二、八〇〇円	二、二五〇円				二七、九七〇円	二、二五〇円	一、六三〇円

休憩室																																								
	室 特 別								C																															
個人	宿 泊								宿 泊																															
	り 日 帰								り 日 帰																															
略	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般	生徒	学校	び中	童及	校児	小学	一般																		
	一人一回につき								一人一回につき								一人一回につき																							
略	三、一五〇円								二、五〇〇円								二、七五〇円								二、二一〇円								一、六〇〇円							

五 秋田県営十和田観光宿泊センター	備考略	浴室		テニスコート	多目的ホール				研修室			貸切使用する場合			合	用する場	が使用一般			
		一般	生徒	学校	児童	校児	小学	対価を得ない場合	対価を得る場合	C	B	A	一室一時間につき	一室一時間につき	二、〇四〇円					
		一人一日につき								一室一時間につき										
		六二〇円								一、〇九〇円 一、三六〇円 二、七二〇円 六、八一〇円 一三、六二〇円 三、四一〇円 六、八一〇円 六八〇円 三五〇円										

五 秋田県営十和田観光宿泊センター	備考略	浴室		テニスコート	多目的ホール				研修室			貸切使用する場合	合用する場	が使用一般							
									A	B	C										
		一般	生徒	学校	児童	校児	小学	対価を得ない場合	対価を得る場合	C	B	A	一室一時間につき	一室一時間につき	四〇〇円						
		一人一日につき														二分の一室一時間につき					
		六一〇円														二、〇一〇円					

[illegible]

施設等の使用料										入場料		区 分	使用の単位	使用料の額	備考 略	会議室																			
テントサイト			キャンピングカーサイト			広場兼用テナントサイト				コテージ	一般					小学校生徒	一般	学校生徒	び中																
宿泊	日帰	り	宿泊	日帰	り	宿泊	日帰	り	宿泊	日帰	り	一人につき	一区画一泊につき	一区画一回につき	一区画一泊につき	一室一時間につき	二分の一室一時間につき	二八、九一〇円	一、四七〇円																
一八、八六〇円			四、七一〇円			三、一四〇円			九、四三〇円			六三〇円			七、八六〇円			二、六二〇円																	
三一〇円																																			
キャンプ場及び秋田県営田沢湖オートキャンプ場												使用料の額		六 秋田県営男鹿オートキャンプ場、秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場		備考 略																			

料 使 用 等 の 施 設										入 場 料		区 分	使用料の額	使用の単位	備考 略	六 秋田県営男鹿オートキャンプ場、秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場及び秋田県営田沢湖オートキャンプ場	会議室				
コテージ		日 帰	宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	宿 泊	テントサイ	一般	小学校児童及び中学校生徒	び 中							学 校	生 徒	一 般	
一室一泊につき		一区画一回につき	一区画一泊につき	一区画一回につき	一区画一泊につき	一区画一回につき	一区画一泊につき	一区画一泊につき	一人につき												
一八、五〇〇円		一、五〇〇円	四、六〇〇円	三、一〇〇円	九、三〇〇円	二、六〇〇円	七、七〇〇円	六〇〇円	三〇〇円						二、九〇〇円	一、四五〇円	二八、四〇〇円				

七 第三条第二項に規定する土地及び建物										備考 略				
建物					土地					区分	シャワー	日帰り		
対価を得る場合					対価を得る場合									
略	月単位で使用する場合				略	略	略	月単位で使用する場合				使用の単位	一室一回につき	六、二九〇円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	一回につき	三二〇円	
略	二、八三〇円				略	略	略					使用料の額		
略					略	略	略					九四〇円		

秋田県ふるさと村条例の一部改正（第二条による改正）

備考 略	対価を得ない場合						
	略	月単 位で 使用 する 場合					
	略	使用 面積 一平					
	略	一、四一〇円					

備考 略	対価を得ない場合						
	略	月単 位で 使用 する 場合					
	略	使用 面積 一平					
	略	一、四〇〇円					

新

別表第一 特別展示室の入場料（第七条関係）			
略	区分	金額（一人につき）	
	普通料金	八四〇円。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、五〇〇円を超える	
	団体料金（二十人以上の団体）	七五〇円。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、三五〇円を超える	
	略	ない範囲内で知事が定める額	

別表第二 近代美術館以外の施設等の使用料（第十五条、第二十二
条関係）

一 スノーホワイト城及びかまくらシアター

旧

別表第一 特別展示室の入場料（第七条関係）			
略	区分	金額（一人につき）	
	普通料金	八二〇円。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、五〇〇円を超える	
	団体料金（二十人以上の団体）	七四〇円。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、三五〇円を超える	
	略	ない範囲内で知事が定める額	

別表第二 近代美術館以外の施設等の使用料（第十五条、第二十二
条関係）

一 スノーホワイト城及びかまくらシアター

[illegible]

区 分		使用料の額	
スノ ーホ ー ワイ ト城	小学校児童及び中学校生徒 高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生	一人につき 四〇〇円	一人につき 六〇〇円
かま くら	小学校児童及び中学校生徒	一人につき 四〇〇円	一人につき 八〇〇円
シア ター	高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生	一人につき 六〇〇円	一人につき 八〇〇円
備考 略		二 許可施設	
ド ー ム 劇 場	対価を得る場合	一時間につき 四九、四〇〇円	二七、八〇〇円
工芸 展示 館、 工芸 工房	対価を得る場合	月単位で使用する場合 平方メートル当たり一 月につき	基本料金 四六〇円
及び 体験 工房	略	略	略
工芸 展示 館、 工芸 工房	略	略	略

秋田県立男鹿水族館条例の一部改正（第三条による改正）

新

別表（第二条、第九条関係）

区			分		入館料の額	
普通料金			小学校児童及び中学校生徒		一人一回につき	
			一般		一人一回につき一、一〇〇円	
団体料金（二十人以上の団体）			小学校児童及び中学校生徒		一人一回につき	
			一般		八九〇円	
略			略		略	
略			略		略	
備考 略			略		略	

旧

別表（第二条、第九条関係）

区			分		入館料の額	
普通料金			小学校児童及び中学校生徒		一人一回につき	
			一般		一人一回につき一、一〇〇円	
団体料金（二十人以上の団体）			小学校児童及び中学校生徒		一人一回につき	
			一般		九〇〇円	
略			略		略	
略			略		略	
備考 略			略		略	

秋田県田沢湖スキー場条例の一部改正（第四条による改正）

新				旧			
別表（第四条、第十一条関係）				別表（第四条、第十一条関係）			
一 リフト		区		一 リフト		区	
分		一回券		分		一回券	
ペアリフト		クワッドリフト		ペアリフト		クワッドリフト	
ト				ト			
小学校児童及		使用料の額		小学校児童及		使用料の額	
一、九一〇円		四二〇円		一、九〇〇円		四〇〇円	
八五〇円				八〇〇円			

建物				土地及び駐車場				区分	使用の単位	使用料の額
対価を得	合	対価を得	略	合	略	略	略	分		
月単位で使用する場合	略	月単位で使用する場合	略	略	略	略	略	分	使用の単位	使用料の額
平方メートル	略	平方メートル当たり一月につき	略	略	略	略	略	使用料の額（一時間につき）		
一、四一〇円	略	二、八三〇円	略	略	略	略	略			

会議室		区分	使用料の額（一時間につき）
B	A		
三八〇円	五三〇円		

シーズン券		一日券	備考
一般	小学校児童及び中学校生徒		
六六、八六〇円	三三、四三〇円	二、五五〇円	

建物				土地及び駐車場				区分	使用の単位	使用料の額
対価を得	合	対価を得	略	合	略	略	略	分		
月単位で使用する場合	略	月単位で使用する場合	略	略	略	略	略	分	使用の単位	使用料の額
平方メートル	略	平方メートル当たり一月につき	略	略	略	略	略	使用料の額（一時間につき）		
一、四〇〇円	略	二、八〇〇円	略	略	略	略	略			

会議室		区分	使用料の額（一時間につき）
B	A		
三七〇円	五二〇円		

シーズン券		一日券	備考
一般	小学校児童及び中学校生徒		
六五、六〇〇円	三二、八〇〇円	二、五〇〇円	

秋田県総合食品研究センター条例の一部改正（第五条による改正）

備考 略		
	ない 場合	
	略	
	略	ル当たり一 月につき
		略

備考 略		
	ない 場合	
	略	
	略	ル当たり一 月につき
		略

新

旧

別表（第四条関係）

一 施設使用料

(一) 開放研究室

区分	使用料の額
開放研究室 A	四一、五六〇円
開放研究室 B	三九、四二〇円
開放研究室 C	二八、四二〇円

備考 略

(二) 研修室

区分	使用料の額
研修室 A	五、九七〇円
研修室 B	一、三八〇円
技術研修室	二、一九〇円

備考 略

別表（第四条関係）

一 施設使用料

(一) 開放研究室

区分	使用料の額
開放研究室 A	四〇、八〇〇円
開放研究室 B	三八、七〇〇円
開放研究室 C	二七、九〇〇円

備考 略

(二) 研修室

区分	使用料の額
研修室 A	五、八五〇円
研修室 B	一、三五〇円
技術研修室	二、一〇〇円

備考 略

二
略二
略

秋田県立体育館条例の一部改正（第六条による改正）

新											
別表（第四条関係） 一 貸切使用する場合の使用料 (一) 大体育場及び小体育場の使用料											
区分						使用料の額（一時間に付き）					
大 入 ア マ チ	体 場 ユ ア ス	育 料 ポ ー ツ	場 を に 使 用 す る と き	徴 す る と き	収 き と き	な し	その他の催物に 使用するとき			合 場	入 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ
							平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	休日		
使用者が主として 児童生徒のために 使用するとき	児童生徒のために 使用するとき	使用者が主として 使用するとき	使用者が主として 児童生徒以外の者 のために使用する とき				六、八四〇円	八、一七〇円			一、八八〇円
八二〇円	八二〇円	一、七二〇円					六、八四〇円	八、一七〇円			一、八八〇円
一、五四〇円	三、二〇〇円						一二、八五〇円	一五、四七〇円			三、六四〇円
午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで の時間以外									
三、九四〇円	三、九四〇円	七、六五〇円									
旧											
別表（第四条関係） 一 貸切使用する場合の使用料 (一) 大体育場及び小体育場の使用料											
区分						使用料の額（一時間に付き）					
大 入 ア マ チ	体 場 ユ ア ス	育 料 ポ ー ツ	場 を に 使 用 す る と き	徴 す る と き	収 き と き	な し	その他の催物に 使用するとき			合 場	入 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ
							平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	休日		
使用者が主として 児童生徒のために 使用するとき	児童生徒のために 使用するとき	使用者が主として 使用するとき	使用者が主として 児童生徒以外の者 のために使用する とき				六、三五〇円	七、五五〇円			一、七二〇円
七四〇円	八四〇円	一、五八〇円					七、〇八〇円	八、四九〇円			一、九八〇円
一、五一〇円	三、一四〇円						一二、六二〇円	一五、一九〇円			三、五七〇円
午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで の時間以外									
三、六〇〇円	四、一五〇円	七、五一〇円									

[illegible][illegible]

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料
 (一) 体育館（温水シャワーを除く。）の使用料

区分		使用料の額
略	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	略
略	略	（午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき）

備考 略
 (二) 温水シャワーの使用料
 一人一回につき百三十円

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料
 (一) 体育館（温水シャワーを除く。）の使用料

区分		使用料の額
略	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	略
略	略	（午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき）

備考 略
 (二) 温水シャワーの使用料
 一人一回につき百二十円

秋田県立スケート場条例の一部改正（第七条による改正）

新

別表（第四条関係）

第一 個人がリンクを使用する場合の使用料

区分		使用料の額
略	中学校生徒及び小学校児童	略
略	略	（午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき）

旧

別表（第四条関係）

第一 個人がリンクを使用する場合の使用料

区分		使用料の額
略	中学校生徒及び小学校児童	略
略	略	（午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき）

滑走料	略	略	略	五〇〇円	三九〇円	六四〇円
滑走回数券（六枚）	略	略	略	二、四八〇円	三、一九〇円	
定期滑 走券	研修者 その他の者	五、七二〇円 一、五五〇円	一、二二〇円 一、一三〇円	三〇、一五〇円	一五、一八〇円	
貸靴料	略	五〇円 一一〇円	略	三三〇円 三四〇円	三〇、一五〇円	四四〇円

備考 略

第二 貸切使用する場合の使用料

(一) 施設使用料

入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツに使用するとき	平日 土曜日・日曜 日・休日	四、五一〇円 一一、五四〇円 一九、〇四〇円
入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用するとき その他の催 物に使用す る場合	平日 土曜日・日曜 日・休日	八、八六〇円 一九、〇四〇円 二五、三一〇円
	営利を目的と する催物であ るとき	平日 土曜日・日曜 日・休日	三七、九六〇円 五〇、六一〇円

備考 略

(二) 附属設備使用料

照明設備	区分	使用料の額
入場料を徴収し ない場合	使用の単位	アマチュアスポ ーツに使用する 場合 二、三一〇円 三、四七〇円

滑走料	略	略	略	四九〇円	三八〇円	六三〇円
滑走回数券（六枚）	略	略	略	二、四五〇円	三、一五〇円	
定期滑 走券	研修者 その他の者	五、六二〇円 一、三四〇円	一、〇二〇円 二、八二〇円	二九、六〇〇円	一四、九一〇円	
貸靴料	略	五〇円 一一〇円	略	三三〇円 三三〇円	二九、六〇〇円	四三〇円

備考 略

第二 貸切使用する場合の使用料

(一) 施設使用料

入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツに使用するとき	平日 土曜日・日曜 日・休日	四、四三〇円 一一、三二〇円 一八、六九〇円
入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用するとき その他の催 物に使用す る場合	平日 土曜日・日曜 日・休日	八、七〇〇円 一八、六九〇円 二四、八五〇円
	営利を目的と する催物であ るとき	平日 土曜日・日曜 日・休日	三七、二七〇円 四九、七〇〇円

備考 略

(二) 附属設備使用料

照明設備	区分	使用料の額
入場料を徴収し ない場合	使用の単位	アマチュアスポ ーツに使用する 場合 二、二七〇円 三、四〇〇円

秋田県立野球場条例の一部改正（第八条による改正）

備考略	略	放送設備		入場料を徴収する場合
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	
略	略			
略	略	四、六二〇円	三九〇円	四、六二〇円
略	略	六、九三〇円	五一〇円	六、九三〇円

備考略	略	放送設備		入場料を徴収する場合
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	
略	略			
略	略	四、五四〇円	三八〇円	四、五四〇円
略	略	六、八一〇円	五〇〇円	六、八一〇円

新

旧

別表（第四条関係）

第一 グラウンド使用料

区分	入場料を徴収しない場合				使用料の額
	アマチユアス	ポーツに使用するとき	その他	の催物に使用・休日	
一時間につき	五七〇円	一、七〇〇円	二、四一〇円	五、三四〇円	七、四四〇円
午前八時から午後六時まで	四、五六〇円	一三、六〇〇円	一九、二八〇円	四八、〇六〇円	六六、九六〇円
一日につき	六、二七〇円	一八、七〇〇円	二六、五一〇円	六四、〇八〇円	八九、二八〇円

別表（第四条関係）

第一 グラウンド使用料

区分	入場料を徴収しない場合				使用料の額
	アマチユアス	ポーツに使用するとき	その他	の催物に使用・休日	
一時間につき	五六〇円	一、六七〇円	二、三七〇円	五、二五〇円	七、三〇〇円
午前八時から午後六時まで	四、四四〇円	一三、三三〇円	一八、九三〇円	四七、二二〇円	六五、七三〇円
一日につき	六、一二〇円	一八、三四〇円	二六、〇四〇円	六二、九六〇円	八七、六三〇円

[illegible]

第二 附属施設・設備使用料		略	
区分		使用の単位	
会議室	一時間につき	五五〇円	使用料の額
報道用放送室	一室一時間につき	一、四四〇円	
放送設備	一時間につき	三二〇円	
略	略	略	
スコアボード	一時間につき	九七〇円	
夜	一時間につき	一五、七二〇円	
間	ポーツに使用	一〇、四八〇円	
照	するとき	五、二四〇円	
明	その他の催物	一二五、七一〇円	
設	に使用すると	六二、八六〇円	

秋田県立運動広場条例の一部改正（第九条による改正）

備考 略	備 き	三分の二減灯使用	三二、〇一〇円
	バッティングゲージ	一台一時間につき	三七〇円
備考 略	審判用具一式	一試合につき	三七〇円
	第三 広告表示用設備使用料		
備考 略	区分	使用料の額（二平方メートルにつき一年）	
	内野席前部フェンス	一四、六七〇円	
	外野席前部フェンス	一八、三三〇円	
	第三 広告表示用設備使用料		
備考 略	備 き	三分の二減灯使用	三一、四三〇円
	バッティングゲージ	一台一時間につき	三六〇円
備考 略	審判用具一式	一試合につき	三六〇円
	第三 広告表示用設備使用料		
備考 略	区分	使用料の額（二平方メートルにつき一年）	
	内野席前部フェンス	一四、四〇〇円	
	外野席前部フェンス	一八、〇〇〇円	
	第三 広告表示用設備使用料		

新

旧

備考 略	別表（第六条関係） 第一 施設使用料	区分	使用料の額 （一面一時間につき）
	野球広場	中学生徒及び小学校児童 大学及び高等専門学校の学 生並びに高等学校生徒	三五〇円 四八〇円
備考 略	テニスコート	略	略
	ラグビー・サッカー場	土曜日・日曜日・休日 中学校生徒及び小学校児童 大学及び高等専門学校の学 生並びに高等学校生徒	四四〇円 三五〇円 四八〇円 六〇〇円
備考 略	別表（第六条関係） 第一 施設使用料	区分	使用料の額 （一面一時間につき）
	野球広場	中学生徒及び小学校児童 大学及び高等専門学校の学 生並びに高等学校生徒	三四〇円 四七〇円 五九〇円
備考 略	テニスコート	略	略
	ラグビー・サッカー場	土曜日・日曜日・休日 中学校生徒及び小学校児童 大学及び高等専門学校の学 生並びに高等学校生徒	四三〇円 三四〇円 四七〇円 五九〇円

第二 夜間照明設備使用料		
区分	使用の単位	使用料の額
野球広場	一面一時間につき	二、二四〇円
テニスコート	一面一時間につき	六七〇円
略	略	略
備考 略		

第二 夜間照明設備使用料		
区分	使用の単位	使用料の額
野球広場	一面一時間につき	二、二〇〇円
テニスコート	一面一時間につき	六六〇円
略	略	略
備考 略		

秋田県立総合プール条例の一部改正（第十条による改正）

新			
別表（第四条関係） 一 個人が使用する場合の施設使用料			
区分	使用料の額	使用料の額	
水泳教室として使用する場 合	上記以外に使用する場合	回数券（六回 券）	定期券（有効期 間一年）
小学校児童及び 中学校生徒	略	一、一一〇円	一人につき二七 、五〇〇円を超
高等学校生徒並 びに高等専門学 校及び大学の学 生	略	一、九四〇円	えない範囲内 において規則で 定める額
一般	二八〇円	略	二、七七〇円
備考 略			
二 貸切使用する場合の使用料			
イ 施設使用料		使用料の額	
区分	アマチュアスポ	その他の催物に使用する場合	

旧			
別表（第四条関係） 一 個人が使用する場合の施設使用料			
区分	使用料の額	使用料の額	
水泳教室として使用する場 合	上記以外に使用する場合	回数券（六回 券）	定期券（有効期 間一年）
小学校児童及び 中学校生徒	略	一、一〇〇円	一人につき二七 、五〇〇円を超
高等学校生徒並 びに高等専門学 校及び大学の学 生	略	一、九〇〇円	えない範囲内 において規則で 定める額
一般	二七〇円	略	二、七五〇円
備考 略			
二 貸切使用する場合の使用料			
イ 施設使用料		使用料の額	
区分	アマチュアスポ	その他の催物に使用する場合	

秋田県立総合射撃場条例の一部改正（第十一条による改正）

別表（第四条関係）	新	旧	別表（第四条関係）
-----------	---	---	-----------

備考 略	区分					使用料の額（一時間につき）		
	アマチュアスポーツに使用するとき					その他の催物に使用するとき		
略	会議室					八三〇円	一、一一〇円	
	審判装置					一、〇〇〇円	一、三三〇円	
	競泳競技用					略	略	
	放送設備					四二〇円	略	
	大型表示装置					一、六六〇円	二、二一〇円	
ロ 附属施設・設備使用料								
備考 略	五十メートルプール	一時間につき	一ツに使用する 場合	平日	三三、二一〇円	四四、二八〇円	土曜日・日曜日・休日	
	二十五メートルプール	一時間につき	六、九九〇円	一八五、九八〇円	二四七、九七〇円			
	飛込プール	一時間につき	五、五四〇円	一六、六一〇円	二二、一四〇円			
	飛込プール	一時間につき	五、五四〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円			
	飛込プール	一時間につき	三、〇〇〇円	九二、七九〇円	一二三、九九〇円			
ロ 附属施設・設備使用料								
備考 略	五十メートルプール	一時間につき	一ツに使用する 場合	平日	三三、六一〇円	四三、四八〇円	土曜日・日曜日・休日	
	二十五メートルプール	一時間につき	六〇、八七〇円	一八二、六〇〇円	二四三、四七〇円			
	飛込プール	一時間につき	五、四四〇円	一六、三〇〇円	二二、七四〇円			
	飛込プール	一時間につき	五、四四〇円	九一、三〇〇円	一二一、七三〇円			
	飛込プール	一時間につき	三〇、四三〇円	九一、三〇〇円	一二一、七三〇円			

一 クレー射撃場			
区分	使用の単位	使用料の額	
高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生	一標的につき	三四円	
一般		四四円	
備考 略			
二 ライフル射撃場			
区分	使用の単位	使用料の額	
中学校生徒	一射座一時間につき	一一〇円	
高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生		一六〇円	
一般		一二〇円	
備考 略			

一 クレー射撃場			
区分	使用の単位	使用料の額	
高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生	一標的につき	三三円	
一般		四二円	
備考 略			
二 ライフル射撃場			
区分	使用の単位	使用料の額	
中学校生徒	一射座一時間につき	一〇〇円	
高等学校生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生		一五〇円	
一般		一一〇円	
備考 略			

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部改正（第十二条による改正）

新

別表（第四条、第十一条関係）

一 施設使用料

(一) 宿泊室等の使用料

宿泊室					区分	使用の単位	使用料の額				
宿泊のた めに使用 する場合											
キャン 宿泊	略	一般				一人一泊につき	一、八三〇円				
		大学の学生									
		高等学校生徒									
		一般									
一人一泊につき					略	一人一泊につき	三三〇円				

旧

別表（第四条、第十一条関係）

一 施設使用料

(一) 宿泊室等の使用料

宿泊室					区分	使用の単位	使用料の額				
宿泊のた めに使用 する場合											
キャン 宿泊	略	一般				一人一泊につき	一、七九〇円				
		大学の学生									
		高等学校生徒									
		一般									
一人一泊につき					略	一人一泊につき	三三〇円				

プ場	略	略	略
浴室	略	略	略
	一般（大学の学生、高等学校生徒及び中学校生徒を含む。）	一人一回につき	四二〇円

備考

一・二 略

三 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に三百九十円を加算した額とする。

四・五 略

(二) 陸上競技場等の使用料

区分	使用の単位	使用料の額
陸上競技場	貸切使用	一時間につき 二、一四〇円
ラグビー場	貸切使用	一時間につき 二、一四〇円
サッカー場	貸切使用	一時間につき 二、一四〇円
多目的運動広場	貸切使用	一時間につき 二、一四〇円
球技場	貸切使用	一時間につき 二、一四〇円
テニスコート	貸切使用	一面一時間につき 三六〇円
体育館	貸切使用	一面一時間につき 二、九三〇円
	貸切使用以外の使用	一人一時間につき 一一〇円
研修室	貸切使用	一室一時間につき 三七〇円
略	略	略
審判棟会議室C	貸切使用	一時間につき 四六〇円
審判棟会議室D	貸切使用	一時間につき 二一〇円

備考 略

二 附属設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
キャンプ用具	一式一泊につき	一、二八〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五三〇円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	一式一回につき	五三〇円

プ場	略	略	略
浴室	略	略	略
	一般（大学の学生、高等学校生徒及び中学校生徒を含む。）	一人一回につき	四一〇円

備考

一・二 略

三 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に三百八十円を加算した額とする。

四・五 略

(二) 陸上競技場等の使用料

区分	使用の単位	使用料の額
陸上競技場	貸切使用	一時間につき 二、一〇〇円
ラグビー場	貸切使用	一時間につき 二、一〇〇円
サッカー場	貸切使用	一時間につき 二、一〇〇円
多目的運動広場	貸切使用	一時間につき 二、一〇〇円
球技場	貸切使用	一時間につき 二、一〇〇円
テニスコート	貸切使用	一面一時間につき 三五〇円
体育館	貸切使用	一面一時間につき 二、八八〇円
	貸切使用以外の使用	一人一時間につき 一〇〇円
研修室	貸切使用	一室一時間につき 三六〇円
略	略	略
審判棟会議室C	貸切使用	一時間につき 四五〇円
審判棟会議室D	貸切使用	一時間につき 二〇〇円

備考 略

二 附属設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
キャンプ用具	一式一泊につき	一、二五〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五二〇円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	一式一回につき	五二〇円

備考 略	プロジェクト	一式一回につき	一、八三〇円
	資料提示装置	一式一回につき	一、二六〇円
	備考 略		
三 体育館及び審判棟の暖房使用料			
備考 略	区分	使用の単位	使用料の額
	体育館	一面一時間につき	一、一五〇円
	略	略	略

秋田県立武道館条例の一部改正（第十三条による改正）

新	別表（第四条関係） 一 貸切使用する場合の使用料 (一) 大道場等の使用料	
	区分	
	使用料の額（一施設一時間につき）	午前九時から午後九時まで
旧	別表（第四条関係） 一 貸切使用する場合の使用料 (一) 大道場等の使用料	
	区分	
	使用料の額（一施設一時間につき）	午前九時から午後九時まで

大道場		入場料	ポーツ	をに使用するとき	徴する	収き	しその他の催物に使用する	土曜日・日曜日	一四、〇四〇円	二八、〇八〇円		
アマチユアス											一、四七〇円	二、九三〇円
使用者が主として児童生徒のために使用する											二、九三〇円	五、八七〇円

大道場		入場料	ポーツ	をに使用するとき	徴する	収き	しその他の催物に使用する	土曜日・日曜日	一三、七八〇円	二七、五七〇円		
アマチユアス											一、四四〇円	二、八八〇円
使用者が主として児童生徒のために使用する											二、八八〇円	五、七六〇円

合 場													
入 場													・ 休 日
アマチ ユアス 童生徒のために使用するとき													使用者が主として児童生徒のために使用するとき
徴 収													使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき
す 其 他													平日
の 催 物													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
に 使 用													平日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
合 場													平日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
き													平日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する													土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日
と する</													

合 場	入 場	料	を に 使 用 す る と き	徴 収 す る と き	す る の 催 物 に 使 用 す る と き	合 場				合 場							
						ア マ チ ユ ア ス 童 生 徒 の た め に 使 用 す る と き	童 生 徒 が 主 と し て 児 童 生 徒 以 外 の 者 の た め に 使 用 す る と き	童 生 徒 が 主 と し て 児 童 生 徒 以 外 の 者 の た め に 使 用 す る と き	童 生 徒 が 主 と し て 児 童 生 徒 以 外 の 者 の た め に 使 用 す る と き								
											・ 休 日						
使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき	使用者が主として児童生徒のため に使用するとき	使用者が主として児童生徒以外 の者のために使用するとき		
二、八八〇円	五、七六〇円	五、七六〇円	三〇、一四〇円	三六、一〇〇円	六〇、一七〇円	七二、二一〇円	一、六五〇円	一、一三〇円	二、二六〇円	二、二六〇円	四、五三〇円	八二〇円	略	四一〇円	一、六五〇円	八二〇円	略
五、七六〇円	一一、五二〇円	六〇、二七〇円	七二、二一〇円	一二〇、三四〇円	一四四、四一〇円	一、六五〇円	三、二九〇円	二、二六〇円	四、五三〇円	一、六五〇円	八二〇円	四一〇円	略	四一〇円	一、六五〇円	八二〇円	略

房		暖房				照明				区分	使用の単位	使用料の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		略	大道場	柔道場	剣道場	略	大道場	剣道場	略					略	三分の一減灯使用	三分の二減灯使用	全灯使用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
大道場	相撲場	近的弓道場	剣道場	柔道場	略	大道場	略	剣道場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新											
別表第一 使用料（第五条、第十二条関係） 一 施設使用料 (一) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室											
		音 楽 ホ ー ル						区 分		使 用 料 の 額	
公	入場料を	入場料一人当たり の最高額が一 、五〇一円以上 の場合			入場料一人当たり の最高額が一、 五〇〇円以下の 場合						
平日		土曜日 ・日曜日 ・日・休	円	五九、 八五〇	平日		土曜日 ・日曜日 ・日・休	円	三三、 一七〇	午前九時から 正午まで	
四、八			円	四二、 四五〇				円	三三、 五六〇	午後一時から 午後五時まで	
六、四			円	七九、 八〇〇				円	五八、 七三〇	午後一時から 午後五時まで	
一一、			円	一三九、 六五〇				円	九、八 六〇円	午後五時 の後の 時間一 時間 に つき	
略			円	二四、 〇七〇				円			
旧											
別表第一 使用料（第五条、第十二条関係） 一 施設使用料 (一) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室											
		音 楽 ホ ー ル						区 分		使 用 料 の 額	
公	入場料を	入場料一人当たり の最高額が一 、五〇一円以上 の場合			入場料一人当たり の最高額が一、 五〇〇円以下の 場合						
平日		土曜日 ・日曜日 ・日・休	円	五九、 八五〇	平日		土曜日 ・日曜日 ・日・休	円	三三、 一七〇	午前九時から 正午まで	
四、六			円	四二、 四五〇				円	三三、 五六〇	午後一時から 午後五時まで	
六、五			円	七九、 八〇〇				円	五八、 七三〇	午後一時から 午後五時まで	
一一、			円	一三九、 六五〇				円	九、八 六〇円	午後五時 の後の 時間一 時間 に つき	
略			円	二四、 〇七〇				円			

区 分		使用の単位	使用料の額	第一練習室																						
				合	場	る	す	用	使	に	外	以	習	練	他	の	そ	会	表	発	楽	音	、	演		
全室	分	使用の単位	使用料の額	練習に使用する場合										入場料一人当たり の最高額 が一、五 〇一円以 上の場合	徴収しな い場合又 は入場料 一人当た りの最高 額が一、 五〇〇円 以下の場 合	土曜日 ・日曜 ・日・休	五、五	八〇円	〇〇円							
				平日										〇〇円	八、八	五〇円	一〇、	一四、	二〇、	三、三						
				土曜日										〇〇円	八〇円	四〇円	七、四	一三、	二〇、	二、一						
				日・休										〇〇円	四〇円	二〇、	二〇、	二〇、	二〇、	二〇、						
				日・休										〇〇円	四〇円	二〇、	二〇、	二〇、	二〇、	二〇、						
美術展示ホール		一時間につき	一、〇六〇円	略										五九〇円	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

区	分	使用の単位	使用料の額	備考 略	音楽研修室	第三練習室	第二練習室	第一練習室																									
								練習に使用する場合	合	場	る	す	用	使	に	外	以	習	練	他	の	そ	会	表	発	楽	音	、	演				
全区	分	使用の単位	使用料の額	備考 略	音楽研修室	第三練習室	第二練習室	練習に使用する場合	徴収しない場合又は入場料一人当たりの最高額が一、五〇〇円以下の場合	土曜日・日曜日・日・休日・休日	平日	入場料一人当たり の最高額 が一、五 〇一円以 上の場合	五、四〇〇円	八、四〇〇円	〇〇円	一、四〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	三、三〇〇円	四、〇〇円	二、一〇〇円	八、〇〇円	額が一、五〇〇円以下の場 合	一人当たりの最高額が一、五〇〇円	は入場料一人当たりの最高額が一、五〇〇円	徴収しない場合又は入場料一人当たりの最高額が一、五〇〇円以下の場 合							
																											五八〇円	一時間につき	一、〇〇〇円	一時間につき	二九〇円	一時間につき	一、〇〇〇円
																											五八〇円	一時間につき	一、〇〇〇円	一時間につき	二九〇円	一時間につき	一、〇〇〇円
																											五八〇円	一時間につき	一、〇〇〇円	一時間につき	二九〇円	一時間につき	一、〇〇〇円
																											五八〇円	一時間につき	一、〇〇〇円	一時間につき	二九〇円	一時間につき	一、〇〇〇円

備考略					(三) 研修室					備考略				
区分	画	四分の一区	画	四分の二区	画	四分の三区	画	全区画	使用料の額	第一展示室	第二展示室	第一展示室及び第二展示室	第三展示室	一日につき
午前九時から正午まで	円	四、五九〇	円	九、一七〇	円	一三、七五〇	円	一八、三三〇	円	一四、四二〇	円	五、九四〇	円	一三、〇四〇
午後一時から午後五時まで	円	六、一一〇	円	一一、一二〇	円	一八、三三〇	円	二四、四四〇	円	二九、七九〇	円	一三、二六〇	円	九、九五〇
午前九時から午後五時まで	円	一〇、七〇〇	円	二一、三〇〇	円	三二、〇〇	円	四二、七〇〇	円	五三、二〇〇	円	六、六三〇	円	三、三二〇
午後五時から後の時間に	円	一、五三〇	円	三、〇六〇	円	四、五九〇	円	六、一一〇	円	八、二〇〇	円	一、八〇〇	円	二、八〇〇

備考略					(三) 研修室					備考略				
区分	画	四分の一区	画	四分の二区	画	四分の三区	画	全区画	使用料の額	第一展示室	第二展示室	第一展示室及び第二展示室	第三展示室	一日につき
午前九時から正午まで	円	四、六〇〇	円	九、二〇〇	円	一三、五〇〇	円	一八、一〇〇	円	一四、二〇〇	円	五、八〇〇	円	一三、〇四〇
午後一時から午後五時まで	円	六、〇〇〇	円	一一、一〇〇	円	一八、一〇〇	円	二四、〇〇〇	円	二九、三〇〇	円	一三、二六〇	円	九、九五〇
午前九時から午後五時まで	円	一〇、六〇〇	円	二一、三〇〇	円	三二、〇〇	円	四二、一〇〇	円	五三、二〇〇	円	六、六三〇	円	三、三二〇
午後五時から後の時間に	円	一、六〇〇	円	三、〇〇〇	円	四、五〇〇	円	五、九〇〇	円	八、二〇〇	円	一、八〇〇	円	二、八〇〇

区 分		備考 (五) イベント広場	ホールC				ホールB				ホールA				全ホール							
			休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日				
午前九時 から正午 まで	午後一時 から午後 五時まで		午前九時 から午後 五時まで	午後五時 後の時間 一時間に つき	一〇円	五、四	三〇円	四、六	一〇円	五、四	三〇円	四、六	円	八二〇	一〇、	六〇円	九、二	円	六三〇	二一、	五、一〇	一八、
一〇円	七、二		七〇円	六、一	一〇円	七、二	七〇円	六、一	円	四二〇	一四、	円	三四〇	一二、	円	八四〇	二八、	円	六八〇	二四、		
二〇円	一二、六		〇〇円	一〇、八	二〇円	一二、六	〇〇円	一〇、八	円	四〇円	二五、二	〇〇円	二一、六	円	七〇円	五〇、四	円	九〇円	四三、一			
〇円	一、八一		〇円	一、五五	〇円	一、八一	〇円	一、五五	〇円	三、六一	〇円	三、〇九	〇円	七、二一	〇円	六、一七						

区 分		備考 (五) イベント広場	ホールC				ホールB				ホールA				全ホール							
			休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日	休日	日曜日・	土曜日・	平日				
まで	午前九時 から正午		〇〇円	五、三	〇〇円	四、六	〇〇円	五、三	〇〇円	四、六	円	六〇〇	一〇、	〇〇円	九、二	円	二〇〇	二一、	円	四〇〇	一八、	
五時まで	午後一時 から午後五時		〇〇円	七、一	〇〇円	六、〇	〇〇円	七、一	〇〇円	六、〇	円	二〇〇	一四、	円	〇〇〇	一二、	円	四〇〇	二八、	円	〇〇〇	二四、
五時まで	午前九時 から午後五時		〇〇円	一二、四	〇〇円	一〇、六	〇〇円	一二、四	〇〇円	一〇、六	円	二四、八	〇〇円	二一、二	〇〇円	四九、六	〇〇円	〇〇円	四二、四	〇〇円		
つき	午後五時 後の時間 一時間に		〇円	一、八〇	〇円	一、六〇	〇円	一、八〇	〇円	一、六〇	〇円	三、六〇	〇円	三、二〇	〇円	七、二〇	〇円	〇円	六、四〇	〇円		

備考略										全区画				二分の一画				一画			
二 設備使用料										平日				土曜日・日曜日・休日				平日			
(一) 音楽ホール及び練習室										一四、四〇〇円				一七、四〇〇円				八、七〇〇円			
区 分										一九、三二〇円				二三、二〇〇円				一一、六〇〇円			
使用の単位										三三、八一〇円				四〇、六〇〇円				二〇、三〇〇円			
使用料の額										四、八三〇円				略				略			
音楽ホール										五、八七〇円				一、七三〇円				一、七三〇円			
器 楽										一台一回につき				一台一回につき				一台一回につき			
音響設備										一式一回につき				一式一回につき				一式一回につき			
照明設備										二、四四〇円				二、四四〇円				四、七七〇円			

備考略										全区画				二分の一画				一画			
二 設備使用料										平日				土曜日・日曜日・休日				平日			
(一) 音楽ホール及び練習室										一四、二〇〇円				一七、〇〇〇円				八、五〇〇円			
区 分										一九、〇〇〇円				二三、六〇〇円				一一、三〇〇円			
使用の単位										三三、二〇〇円				三九、六〇〇円				一九、八〇〇円			
使用料の額										四、八〇〇円				略				略			
音楽ホール										五、八〇〇円				一、六〇〇円				一、六〇〇円			
器 楽										一台一回につき				一台一回につき				一台一回につき			
音響設備										一式一回につき				一式一回につき				一式一回につき			
照明設備										二、四〇〇円				二、四〇〇円				四、七〇〇円			
映 画										三、五〇〇円				三、五〇〇円				三、五〇〇円			

第一練習室共 音楽ホール・		第三練習室		第一練習室																					
器	楽	器	楽	備	設	台	舞	備	設	明	照	音響設備	備										設	台	舞
	チェンバロ		ポジティブオルガン				可動ステージ				サスペンションライト			一文字幕		金びょうぶ		竹羽目		松羽目		平台		所作台	
つき	一台一回につき	つき	一台一回につき			つき	一式一回につき			つき	一式一回につき	つき	一枚一回につき	つき	一双一回につき	つき	一式一回につき	つき	一式一回につき	つき	一式一回につき	つき	一式一回につき		
五、八七〇円		八四〇円					二、四一〇円				一、一七〇円		一、一五〇円		一、一五〇円		一、六八〇円		一、一五〇円		二、四一〇円		五、三四〇円		

第一練習室共 音楽ホール・		第三練習室		第一練習室															
器楽	器楽	備設	台舞	備設	明照	音響設備	備設								台舞	備設	写機		
チェンバロ	ポジティブオルガン		可動ステージ		サスペンションライト		一文字幕	金びょうぶ	竹羽目	松羽目	平台	所作台	写機	スライド用映	写機				
つき	一台一回につき		一式一回につき		一式一回につき	つき	一枚一回につき	一双一回につき	一式一回につき	一式一回につき	一式一回につき	つき	一式一回につき	一式一回につき	つき				
五、八〇〇円	八二〇円		二、四〇〇円		一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	二、四〇〇円	五、二〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円					

通			通		
(二) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場			(二) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場		
区	分	使用の単位	使用料の額		
拡声装置		一式一回につき	一、一七〇円		
ビデオテープレコーダー			五九〇円		
のぞきケース			五九〇円		
四面ガラスケース			五九〇円		
プロジェクター			五六〇円		
区	分	使用の単位	使用料の額		
拡声装置		一式一回につき	一、一〇〇円		
スライド用映写機			五八〇円		
オーバーヘッドプロジェクター			五八〇円		
ビデオテープレコーダー			五八〇円		
のぞきケース			五八〇円		
四面ガラスケース			五八〇円		

秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

別表（第四条関係）

第一 貸切使用する場合の使用料

区分	使用料の額（一施設一時間につき）		
	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時までの時間以外
体育場	略	四〇〇円	七〇〇円
使用者が主として児童生徒のために使用する場合	略	略	略
使用者が主として児童生徒徒以外の者のために使用する場合	七五〇円	七五〇円	一、五六〇円
ウエイト	略	一六〇円	略
使用者が主として児童生徒のために使用する場合	略	略	略
リフティング	略	三三〇円	二六〇円
使用者が主として児童生徒徒以外の者のために使用する場合	略	略	略
研修室	七七〇円	七七〇円	七七〇円
会議室	二二〇円	二二〇円	二二〇円

備考

一・二 略

三 暖房設備の使用期間において体育場を貸切使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に三百七十円を加算した額とする。

四 体育場の使用において、当該体育場の半面を貸切使用する場合の使用料の額は、この表及び備考三に定める額に二分の一を乗じて得た額（当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

旧

別表（第四条関係）

第一 貸切使用する場合の使用料

区分	使用料の額（一施設一時間につき）		
	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時までの時間以外
体育場	略	三九〇円	六九〇円
使用者が主として児童生徒のために使用する場合	略	略	略
使用者が主として児童生徒徒以外の者のために使用する場合	六九〇円	七八〇円	一、五三〇円
ウエイト	略	一五〇円	略
使用者が主として児童生徒のために使用する場合	略	略	略
リフティング	略	三三〇円	二五〇円
使用者が主として児童生徒徒以外の者のために使用する場合	略	略	略
研修室	七九〇円	七六〇円	七三〇円
会議室	二二〇円	二二〇円	二五〇円

備考

一・二 略

三 体育場の使用において、当該体育場の半面を貸切使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に二分の一を乗じて得た額（当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

第二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

- 一 体育場、ウエイトリフティング場、トレーニング場及びクライミングウォールの使用料

区分		使用料の額
(一人四時間)		
小学校児童及び中学校生徒		八〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		一四〇円
一般		一二〇円

備考 略

二 体力測定室の使用料

区分				使用料の額 (一人につき)
健康体力測定のために使用する場合				児童生徒 略
筋力測定のために使用する場合				児童生徒 六四〇円
一般				一、三九〇円

備考 この表において「児童生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

第二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

- 一 体育場、ウエイトリフティング場、トレーニング場及びクライミングウォールの使用料

区分		使用料の額
(午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)		
小学校児童及び中学校生徒		六〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		一〇〇円
一般		一五〇円

備考 略

二 体力測定室の使用料

区分						使用料の額 (一人につき)
健康体力測定のために使用する場合						児童生徒 略
動作分析測定のために使用する場合						児童生徒 五三〇円
筋力測定のために使用する場合						児童生徒 一、〇六〇円
競技者体力測定のために使用する場合						児童生徒 六九〇円
一般						一、三七〇円
一般						一、三三〇円
一般						二、六四〇円

備考 この表において「児童生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

- 二 この表において「動作分析測定」とは、ビデオカメラ等で記録した運動時の基本動作について、その動作の特徴をコンピュータにより数値化して分析・評価を行うことをいう。